

## 保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄 (記載を省略できる場合があります。)	配置図記載欄 (記載を省略することはできません。)
<p>Google mapを プリントして貼りつける</p>	<p style="text-align: center;">住宅                      住宅</p> <p style="text-align: center;">5m</p> <p style="text-align: center;">自動車</p> <p style="text-align: center;">9m</p> <p style="text-align: center;">出入口</p> <p style="text-align: center;">3m</p> <p style="text-align: center;">自宅</p> <p style="text-align: center;">1階: 車庫と玄関 2階: 住居</p> <p style="text-align: center;">4m</p>

- 注 1 保管場所証明申請の場合で同申請書（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則別記様式第1号）の備考1に該当するとき、又は保管場所届出の場合で同届出書（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則別記様式第2号）の備考4に該当するときは、「所在図」の記載を省略することができます。
- 2 所在図には、使用の本拠の位置（自宅、事業所等）と保管場所の位置との間を直線で結び、その距離を記入してください。
- 3 配置図には、保管場所に接する道路の幅員、保管場所の幅と奥行き（保管場所が立体駐車場等にあつては、幅と奥行きと高さ）をメートルにより記入してください。
- 4 配置図には、複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示するほか、保管場所番号を記入してください。